

# MCH 支援サービス仕様書

## (「R1」フローティングサービス・ノートロックサービス用)

日本アイビーエム・アプリケーション・ソリューション株式会社（以下 I A S C といいます。）は、お客様に対し、別紙記載の範囲の MICRO CADAM および MICRO CADAM H e l i x に関する支援サービス（以下、「MCH 支援サービス」と総称します。）を、「MCH 支援サービスのご提供条件」および本仕様書に従って提供します。

### I. 基本サービス

#### 1. サービスの内容

##### (1) メンテナンス状況の情報閲覧

「対象ソフトウェア」に対する以下の情報が「MCH 支援サービス」専用のホームページ（以下、「専用ホームページ」といいます。）を通じて閲覧できます。

- ① 障害修正情報
- ② 新 OS に関する最新対応情報

##### (2) 既存メンテナンスコードの提供

I A S C はサービス開始日に、その時点で最新のメンテナンスコードをご提供します。メンテナンスコードとは上記（1）で提示された障害修正用 FIX および新 OS 対応 FIX です。

メンテナンスコードを利用可能にするためには、ご契約のご利用形態に応じた「ライセンスパスワード」が必要です。I A S C は契約期間有効な「ライセンスパスワード」を、お客様からの申請内容を確認した後発行いたします。契約期間中、お客様で最新メンテナンスコードを必要とされる場合、別紙に予め記載されている管理者もしくは予備管理者（以下、「管理者」といいます。）が「専用ホームページ」内の所定の方法で要求することにより入手することができます。

なお、契約の更新時には新たな契約期間有効な「ライセンスパスワード」を発行します。お客様は「ライセンスパスワード」の再設定をしていただくものとします。

##### (3) 技術支援サービスの提供

ご契約された「対象ソフトウェア」についての機能、操作方法、導入方法に関する技術的質問を受け付け、回答いたします。質問は「専用ホームページ」内の所定の方法にて、後述 IV のご契約者向け専用 I D のうち、質問を許可している I D からのみ受け付けます。

#### 2. 契約およびサービスの前提条件

- (1) 「MCH 支援サービス」では、「対象ソフトウェア」に起因する問題だけを対象とし、それ以外のソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等に起因する障害は対象外とします。
- (2) お客様はサービス開始により提供されたメンテナンスコードを速やかに導入されるものとし、別紙に記載された稼働環境でご使用されるものとします。メンテナンスコードの導入、適用はお客様自身で行っていただきます。
- (3) ご契約期間中、お客様は既に保有されている契約対象製品のライセンスデバイスおよび S-R O M（以下、「対象ライセンス装置」といいます）をご利用になれません。お客様は、サービス開始日から 60 日以内に「対象ライセンス装置」を I A S C に送付いただくものとし、I A S C はご契約期間中お預かりします。
- (4) 本契約のサービスの範囲は日本国内に限定します。

### II. 拡張サービス

#### 1. サービスの内容

##### (1) 障害修正対応

- ① 「専用ホームページ」内の所定の方法にて、「対象ソフトウェア」の障害を受け付けます。
- ② 受け付けられた障害は、「専用ホームページ」内の所定の方法にて「対象ソフトウェア」そのものの障害か、それ以外のソフトウェア、ハードウェア、ネットワークなどの利用環境から引き起こされたかの切り分けを行います。お客様にはこの切り分けのために必要な関連および環境情報をご提供いただきます。  
切り分けられた障害が「対象ソフトウェア」そのものに起因し、I A S C が障害と認知したものは、対応可能な範囲で修正し、メンテナンスコードを作成します。もし、すでに回避方法が存在する場合は、お客様にその旨回答します。
- ③ I A S C は誠意をもって障害対応に尽力しますが、「対応ソフトウェア」の障害について全ての誤りを修正することを保証するものではありません。

##### (2) コンサルティング対応

- ① 「専用ホームページ」内の所定の方法にて、ハードウェアの変更やネットワークの再構成など、

お客様固有の「対象ソフトウェア」利用環境の変更に際して、「対象ソフトウェア」の導入、カスタマイズに関する質問を受け付けます。この場合、お客様には当該利用環境の変更内容や参考資料をご提供いただくものとします。

② IASCは上記質問に対し「専用ホームページ」内の所定の方法にて回答します。

## 2. 契約およびサービスの前提条件

前述 I-2 に加えて下記が付加されます。

(1) 「拡張サービス」は、前述の I. 「基本サービス」への加入が必要です。

### **III. 運用ユーティリティー支援サービス**

#### 1. サービスの内容

(1) 既存資料および既存ユーティリティープログラム（以下、「ツール」といいます。）の提供  
「対象ソフトウェア」の、お客様固有の利用環境を強化するための支援として、IASCが保有する最新版の「ツール」を提供いたします。提供される「ツール」は別紙上に記載されます。「管理者」は、IASCが適当と定めた期間、ご利用を検討することができます。検討を希望される場合のお申し出窓口は「管理者」に限定させていただきます。

#### (2) 技術支援サービスの提供

IASCは「専用ホームページ」内の所定の方法にて「ツール」の機能、操作方法や導入に関する質問を受け付け、回答します。

#### 2. 契約およびサービスの前提条件

「運用ユーティリティー支援サービス」は、前述の I. 「基本サービス」への加入が必要です。

#### 3. 「ツール」のご提供条件

- (1) 提供された「ツール」は、「対象ソフトウェア」が利用できるお客様の環境下でのみ使用できます。
- (2) 提供された「ツール」について、お客様は使用権のみを保有します。その他の権利はIASCに帰属し、MICRO CADAMおよびMICRO CADAM Helixのご使用条件が適用されます。
- (3) お客様は、「運用ユーティリティー支援サービス」の契約期間内に限り、入手した「ツール」を使用することができます。
- (4) 「ツール」の導入および必要となる設定は、お客様自身で行っていただきます。
- (5) 「ツール」は、「運用ユーティリティー支援サービス」が終了または解約された場合、お客様はこれを速やかにIASCに返却するか、お客様の責任で破毀いただくものとします。

### **IV. サービスの提供時間とご契約者向け専用 ID**

#### 1. サービスの提供時間

「MCH支援サービス」において、お客様からみた「専用ホームページ」のご利用は随時可能ですが、IASCの対応は次の範囲で行います。

① 月曜日～金曜日の午前10時から午後5時まで。

② 祝祭日、6月17日、年末年始（12月30日から1月3日）は除く。

ただし、お客様への事前の連絡の有無に関わらず、諸般の事情により上記の範囲以内でもサービスをご利用いただけない場合があります。

#### 2. ご契約者向け専用 ID

(1) IASCはご契約内容に応じて「MCH支援サービス」の「専用ホームページ」に必要なユーザーIDを利用可能にします。このユーザーIDは「管理者」用とそれ以外に分けられます。「管理者」の方へは、所定の手続きの完了後に別紙記載のe-mailアドレス宛に発行されます。

「管理者」以外の方への発行は、所定の手続きにより登録されIASCが認めた場合に行います。

「管理者」以外の方に発行するユーザーIDにはアクセスの制限レベルに違いがある場合がありますが、「管理者」のユーザーIDは、ご契約範囲内のすべてのサービスへのアクセスが可能です。

(2) 発行されたユーザーIDの利用については「管理者」の方が責任を持つものとします。

#### 3. 「専用ホームページ」のご利用に関しては、別途利用手引にてご案内します。

### **V. その他**

1. お客様はご契約時に「管理者」を登録していただきます。「管理者」は本契約捺印者の方と同様、本契約内容を理解し遵守するものとし、本契約のもとで入手したメンテナンスコードや「ツール」、ユーザーID、「ライセンスパスワード」および関連資料の管理を行っていただきます。

2. 「管理者」は別紙記載事項に変更が生じる場合、速やかにIASC所定の書面または電子メールで通知いただくものとします。通知がなく、サービス提供に支障があるとIASCが判断した場合、IASC

はサービスを一時中断することがあります。

3. お客様が契約期間途中でサービスの全解約もしくは一部解約を希望される場合、その希望を有効とされたい日より遅くとも1ヶ月前までにIASCに通知するものとします。1ヶ月に満たない時期に通知いただいたお申し出は無効とさせていただきます。IASCは通知をいただいた後、必要な手続きをお客様に速やかにガイドしたあと、お客様が手続きを完了されたことを確認します。
4. 別紙記載事項の変更のうち、下記事項については、所定の用紙によりお客様から通知されるべきものであり、「変更確認書」による契約当事者間の合意を必要としますが、それ以外の事項については、電子メールや「専用ホームページ」内の所定の方法を利用した通知を可能とし、IASCのe-mailもしくは書面での変更同意通知により記載事項は置き換えられたものとみなします。
  - ①契約されるサービスの種類と本数。
  - ②登録管理者様の情報のうち部署名/電話番号/FAX番号/e-mailアドレスを除く情報。
  - ③お客様が権利を保有されているライセンスの全情報。
  - ④お客様へのサービスの対象情報のうち利用前提OSを除く全情報。
  - ⑤その他お客様の変更希望内容についてIASCが書面による合意が必要とみなした情報。
5. 「MCH支援サービス」は、お客様に対する支援を目的としたサービスであり、サービスの提供によりお客様の特定の使用目的を満たすこと、およびサービスの結果を保証するものではありません。また、「MCH支援サービス」を実施するにあたり「対象ソフトウェア」以外に言及する場合、IASCの回答内容および解決策の提供などについては保証するものではありません。
6. 「MCH支援サービス」には、IASCのお客様ご指定の場所での対応作業は含まれません。
7. その他に関しては、「MCH支援サービスのご提供条件」および別紙によるものとします。

## **VI. MCH支援サービスの対象ソフトウェアと環境**

\*の印のあるものは基本および拡張サービスにおいて契約すべきソフトウェアの本数として算入されるものです。

1. 「MCH支援サービス」のうちフローティングでの利用が可能な「対象ソフトウェア」は以下のとおりです。フローティング利用を希望する場合、\*の印のあるものの契約数と同数分の「運用ユーティリティー支援サービス (HD FLTurbo)」の契約も必要です。
  - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting V5R2
  - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting V4R3
  - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting for AIX V4R2
  - \*MICRO CADAM/W ベース・モジュール V3.18
    - ・MICRO CADAM/W プロッターサポート V3.18
  - \*MICRO CADAM-X/6000 ベース・モジュール V3.18
    - ・MICRO CADAM Helix Image for AIX V4R2
    - ・MICRO CADAM Helix Image V4R3
    - ・MICRO CADAM Helix Image V5R2
    - ・MICRO CADAM Helix Parametrics for AIX V4R2
    - ・MICRO CADAM Helix Parametrics V4R3
2. 以下のソフトウェアは本仕様書においてノードロック利用でサービスを行う「対象ソフトウェア」です。上記VI-1と重複する「対象ソフトウェア」については、フローティングとノードロックのいずれも選択が可能です。お客様が選択された利用方法については「別紙」に記載されます。
  - ① クライアント用
    - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting V5R2
    - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting V4R3
    - \*MICRO CADAM Helix Design&Drafting for AIX V4R2
      - ・MICRO CADAM Helix Parametrics V4R3
      - ・MICRO CADAM Helix Parametrics for AIX V4R2
      - ・MICRO CADAM Helix Image V5R2
      - ・MICRO CADAM Helix Image V4R3
      - ・MICRO CADAM Helix Image for AIX V4R2

- ・ MICRO CADAM Helix FORTRAN Interface V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix FORTRAN Interface V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix FORTRAN Interface for AIX V4R2
- \* MICRO CADAM/W ベース・モジュール V3.18
- ・ MICRO CADAM/W プロッター・サポート V3.18
- ・ MICRO CADAM/W ラスター・モジュール V3.18
- ・ MICRO CADAM/W 対話型アプリケーション・インターフェース V3.17
- ・ MICRO CADAM/W 図形インターフェース V3.17
- \* MICRO CADAM-X/6000 ベース・モジュール V3.18
- ・ MICRO CADAM-X/6000 ラスター・モジュール V3.18
- ・ MICRO CADAM-X/6000 対話型アプリケーション・インターフェース V3.0
- ・ MICRO CADAM-X/6000 図形インターフェース V3.0
- ・ MICRO CADAM Helix BMI V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix BMI V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix BMI for AIX V4R2
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Standalone V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Standalone V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Standalone for AIX V4R2
- ・ MICRO CADAM BMI/W V3.18
- ・ MICRO CADAM BMI-X V3.18
- ・ MICRO CADAM RPD/W SINGL V3.18
- ・ MICRO CADAM RPD-X SINGL V3.18
- ・ MICRO CADAM Helix Viewer V5R2 (特別パッケージを除く)
- ・ MICRO CADAM Helix Viewer V4R3 (特別パッケージを除く)

② サーバー用

- \* MICRO CADAM Helix Server V5R2
- \* MICRO CADAM Helix Server V4R3
- \* MICRO CADAM Helix Server for AIX V5R2
- \* MICRO CADAM Helix Server for AIX V4R3
- \* MICRO CADAM Helix Server for Solaris V5R2
- \* MICRO CADAM Helix Server for Solaris V4R3
- ・ MICRO CADAM/W LAN プロット・プリント・サーバー V3.18
- ・ MICRO CADAM-X/6000 LAN プロット・プリント・サーバー V3.18
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server for AIX V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server for AIX V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server for Solaris V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix RPD Server for Solaris V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT for AIX V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT for AIX V4R3
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT for Solaris V5R2
- ・ MICRO CADAM Helix DDM-LT for Solaris V4R3
- ・ MICRO CADAM RPD/W PPS V3.18
- ・ MICRO CADAM RPD-X PPS V3.18
- ・ MICRO CADAM DDM-LT/W V3.18
- ・ MICRO CADAM DDM-LT-X V3.18

3. 「ツール」についてはご契約の「ツール」は「別紙」に記載されます。  
別紙には「フローティング」「ノードロック」いずれかお客様が選択された利用方法が記載されます。

4. サービス提供外の環境

「MCH支援サービス」は、「対象ソフトウェア」や「ツール」が自作のPCもしくはそれに準じた機械、例えば「ライセンスパスワード」の発行ができない機械で稼働させる場合、提供できません。

以上